

福祉都市委員会資料

○ 請 願 審 査

3年請願第17号

須崎公園より移植された樹木の管理及び

時代に合った新・緑の基本計画の作成について

P1～P4

令和 4年 5月 16日

住宅都市局

1 請願事項

3年 請願第17号

須崎公園より移植された樹木の管理及び時代に合った新・緑の基本計画の作成について

1. 須崎公園より移植された木々の消息を追跡し、それらの樹木を必ず生かすこと。その管理責任の所在を明確にし、結果を市民に公開すること。
2. 現在の指針となる新・緑の基本計画は平成21年に作成され、既に10年以上経過しているため、環境問題に配慮し、時代に見合った新たな緑の基本計画を早急につくること。

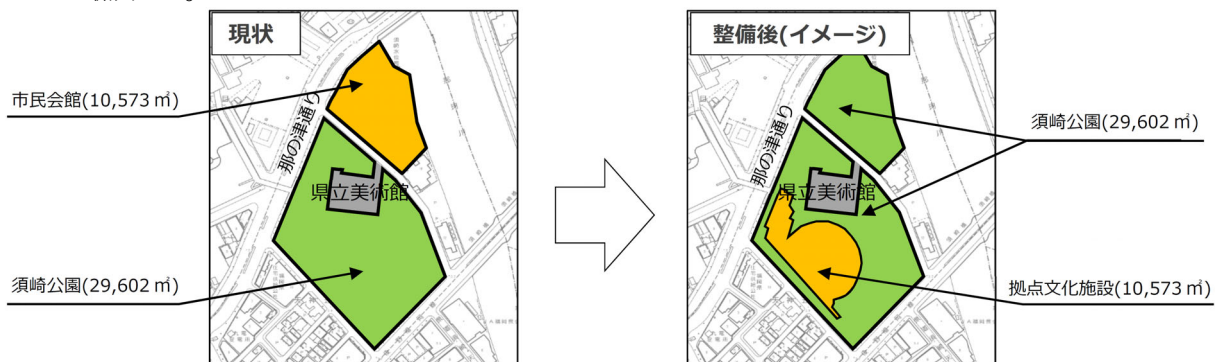
2 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業の概要

(1) 事業概要

① 事業内容

須崎公園は、昭和26年に開園し、昭和38年開館の市民会館と共に、多くの市民に親しまれてきたが、須崎公園、市民会館ともに供用開始より50年以上が経過し、施設の老朽化などが進んでいることから、当該エリアを、天神エリアとウォーターフロントエリアを結ぶ新たな回遊拠点として、須崎公園と拠点文化施設を一体的に整備・活用することで、両施設の魅力が互いに重なり合った、緑あふれる文化芸術空間の創出に取り組むもの。

現在の須崎公園内に新たに拠点文化施設を整備したうえで、拠点文化施設と須崎公園の一部供用を行った後、現市民会館を解体し、跡地を須崎公園として拡張整備する。



② 事業契約相手方及び指定管理者に指定する者

株式会社福岡カルチャーベース 代表取締役 高橋 邦夫

※ 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業実施のための特別目的会社(SPC)

③ 契約価格

22,876,209,168 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

④ 事業期間

令和2年6月23日～令和21年3月31日まで

⑤ 業務内容

設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務

⑥ 拠点文化施設の整備方針

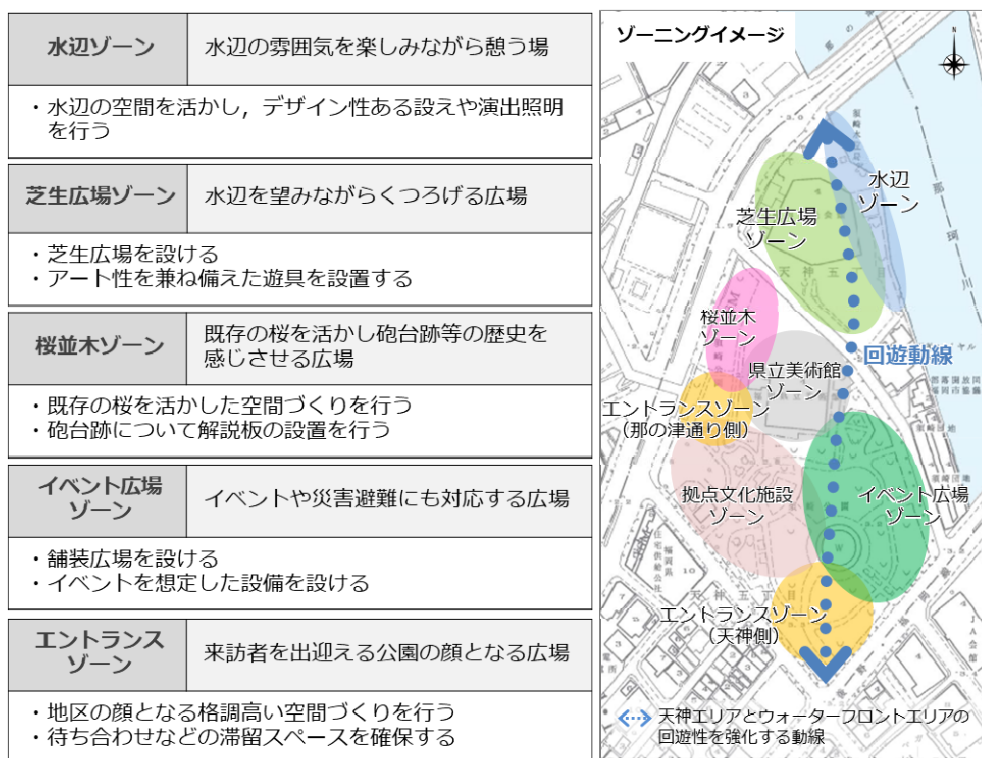
「拠点文化施設としてふさわしいデザイン」、「公園と調和したデザイン」
「機能的な施設づくり」、「わかりやすい動線計画」、「ユニバーサルデザインへの配慮」、「環境への配慮」

〔 大ホール (約 2,000 席)、中ホール (約 800 席)、小ホール (約 150 席)、
リハーサル室・練習室、エントランスホール 〕

(2) 須崎公園再整備の概要

①再整備方針等（平成 29 年 12 月議会報告）

- より魅力的な公園へ
 - ・多面的に利用できるオープンスペースの充実
 - ・都市の魅力向上に寄与する緑豊かな美しい公園景観の形成
 - ・拠点文化施設及び県立美術館との連携強化や水辺空間の活用
- より快適に過ごせる公園へ
 - ・災害時の避難場所の確保
 - ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン
 - ・見通しの確保や夜間も利用しやすい環境の創出
- より地域や民間と連携する公園へ
 - ・地域と共働した公園づくり
 - ・民間活力を導入しやすい事業スキームの活用
 - ・拠点文化施設と連携した公園の維持管理運営



②公園樹木について

- 都心部の貴重な緑地空間である須崎公園の再整備では、既存の樹木のうち 101 本の樹木を現在の場所でそのまま残すこととし、その他の樹木についても、基本的に移植により残すこととし、専門家の意見も踏まえ、217 本を移植することとしている。なお、病害虫の被害などによりやむを得ず残すことができない樹木については、公園のベンチなどに形を変えて、残していくこととしている。
- 令和 3 年 10 月から既存樹木の移植等を実施し、161 本を雁の巣レクリエーションセンターに移植、19 本を須崎公園内に移植している。なお、やむを得ず残すことができない 71 本の樹木については、公園のベンチ等とするため保管（原木乾燥）するなど再利用に向けて取り組んでいる。
- 今後、残りの樹木について、工事の進捗状況を踏まえ移植等を行っていく。

…参考資料 p.1

3 福岡市新・緑の基本計画の概要について

(1) 緑の基本計画とは

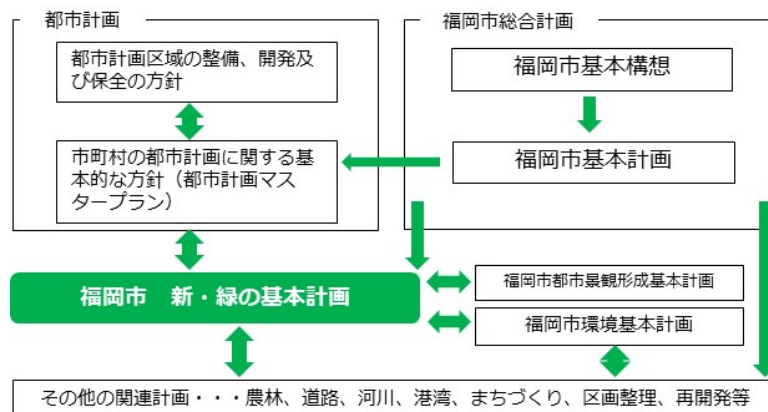
- 都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。
- 都市公園の整備など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川などの公共公益施設の緑化、市民や企業などの民有地における緑地の保全や緑化、さらに緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた、都市の「緑」全般に関する幅広い総合計画である。

(2) 目標年次

計画策定より概ね10年後の2020年（令和2年）を目標年次としている。また、2020年以降についても本市の緑について「将来の望ましい姿」を示している。

(3) 計画の位置づけ

「福岡市基本計画」等の上位計画や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、それらの緑に関する部門を支える計画として位置づけている。

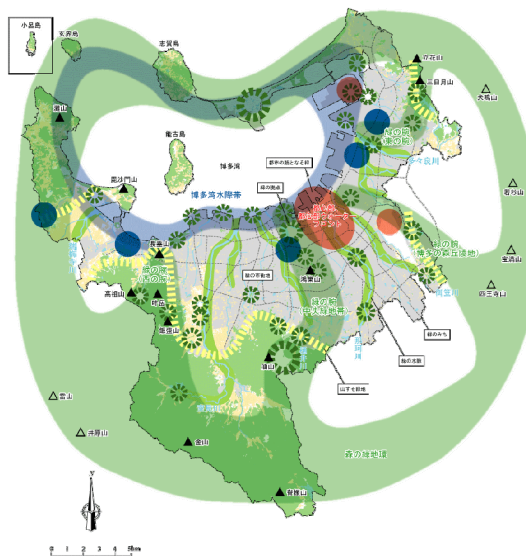


(4) 基本理念及び将来像図

「基本理念」及び市民・企業と行政が共通の認識を持って緑のまちづくりを進めていくことができるよう、「緑の将来像図」を示している。

風格ある 緑豊かな 環境共生都市・福岡をめざして
～市民・地域・企業とともに～

凡 例	
	森の緑地環 緑の腕
	山すそ緑地
	博多湾水際帯
	緑の水脈
	緑のみち
	緑の視点
	都市の顔となる緑
	新たなまちづくりに おける緑の導入
	緑の市街地
	樹林地
	農地
	河川・水面等



4 請願に対する基本方針

- (1) 須崎公園より移植された木々の消息を追跡し、それらの樹木を必ず生かすこと。
その管理責任の所在を明確にし、結果を市民に公開すること。

本事業は、市民会館の後継施設である拠点文化施設を現在の須崎公園内に整備した後、市民会館跡地を公園として整備することとしており、現在の須崎公園内にそのまま残すことが出来ない樹木については、基本的に移植により残すこととしている。

移植樹木の選定にあたっては専門家による調査結果を受け、活着する可能性が高い樹木、活着する可能性が中程度の樹木、活着する可能性がやや低い樹木と評価された樹木は全て移植を実施することとし、加えて活着が困難と評価された一部の樹木についても、最大限の工夫を行ったうえで移植を行っている。

移植にあたっては、根鉢を確保した後、根から吸収できる水分の量と消費とのバランスをとるために枝葉を剪定し、剪定した切り口に殺菌剤の塗布を行うとともに、移植先では土壌の状態を確認した上で客土など必要な土壌改良を行い、発根促進剤を散布するなど、樹木の健全な生長を促すための作業を実施している。

移植した樹木については、市が責任を持って管理しており、市の監督のもと常駐する管理者が、専門家による助言も受けながら、樹木の状況確認を行い、樹木の健全な生長を促すため、必要な灌水や蒸散抑制剤等の散布を実施する等、移植樹木の育成管理に、既に取り組んでいる。

また、移植した樹木の状況等についても、市のホームページで広く市民に公表している。

- (2) 現在の指針となる新・緑の基本計画は平成 21 年に作成され、既に 10 年以上経過しているため、環境問題に配慮し、時代に見合った新たな緑の基本計画を早急につくること。

福岡市新・緑の基本計画については、令和 4 年 2 月議会において、目標年次である令和 2 年の達成状況等について報告を行った。また、あわせて今後の進め方についても、福岡市基本計画などの上位計画に合わせ、現計画の成果や近年の社会情勢の変化等を踏まえ、学識経験者や市民等からなる委員会により案の作成を行い、議会に随時報告しながら改定に取り組んでいく旨の報告を行った。 …参考資料 p.11